

災害時における相互支援協定書

鳥取県中部定住自立圏および湖東定住自立圏は、いずれかの地域で災害が発生し、被災した自立圏(以下「被災自立圏」という。)が救助を必要とする場合、自力で応急措置を行うことが困難である場合および復旧のため支援を必要とする場合において、被災自立圏の要請を受けた自立圏(以下「支援自立圏」という。)が行う必要な救助および支援(以下「支援等」という。)について、次のとおり協定を締結する。

(災害)

第1条 この協定において「災害」とは、災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第2条第1号に規定する災害をいう。

(救助)

第2条 救助の種類は、災害救助法(昭和22年法律第118号)第4条第1項のとおりとし、被災自立圏・支援自立圏間の協議により、その内容を決定し、これを行う。

(支援)

第3条 前条に定めるもののほか、被災自立圏が次の各号のいずれかの支援を必要とする場合には、被災自立圏・支援自立圏間の協議により、その内容を決定し、これを行う。

- (1) 食糧、飲料水、乳児用品等の生活必需物資およびその供給に必要な資機材の提供
- (2) 被災自立圏の応急復旧活動および事務支援のための職員の派遣ならびにこれに伴う事務機器等の必要な資機材等の提供
- (3) 傷病者、要介護者、被災者および避難者の受入れ
- (4) ボランティアの斡旋および派遣
- (5) 前各号に掲げるもののほか、被災自立圏から要請のあった事項

(費用負担)

第4条 支援等に要した経費は、原則として被災自立圏の当該市町が負担する。

(連絡調整)

第5条 各定住自立圏の中心市である鳥取県倉吉市および滋賀県彦根市（以下「中心市」という。）を本協定に基づく支援等に関する窓口とし、各定住自立圏を構成する市町との連絡調整を行う。

(その他)

第6条 この協定に定めのない事項が生じた場合は、中心市を中心に、その都度各定住自立圏が協議して定める。

この協定の締結を証するため、本書10通を作成し、各市町長が署名の上、各自1通を保有する。

平成25年10月17日

鳥取県中部定住自立圏

鳥取県倉吉市

倉吉市長

石田耕太郎



鳥取県東伯郡三朝町

三朝町長

若田秀光



鳥取県東伯郡湯梨浜町

湯梨浜町長

宮脇正道



鳥取県東伯郡琴浦町

琴浦町長

山下一郎



鳥取県東伯郡北栄町

北栄町長

松本昭夫

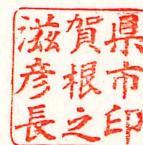


湖東定住自立圏

滋賀県彦根市

彦根市長

久保 貴



滋賀県愛知郡愛荘町

愛荘町長

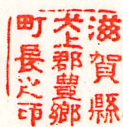
村西俊雄



滋賀県犬上郡豊郷町

豊郷町長

伊藤 勉



滋賀県犬上郡甲良町

甲良町長

北川豊昭



滋賀県犬上郡多賀町

多賀町長

久保 久良

